ブロックに関する規程

平成24年4月1日 制 定

(目 的)

第1条 この規程は一般社団法人札幌放射線技師会(以下「当法人」という。)における定款第1章第3条の目的及び第4条の諸事業達成のためブロックをおくことに関する事項を定めたものである。

(適用範囲)

第2条 ブロックは札幌市の行政区に基づき次の通りとする。

- (1) 中央南
- (2) 中央北
- (3) 北
- (4) 東
- (5) 白石
- (6) 厚別·清田
- (7) 豊平・南
- (8) 西・手稲

ただし、中央北と中央南は大通りにて分ける。

(会員の構成)

第3条 ブロックは、原則として定款第3章第5条に定める在勤の会員(以下「会員」という)をもって組織する。ただし、特別の理由ある者は理事会の承認を経て所属ブロックを変更することができる。

(研修費)

第4条 当法人は、予算の範囲内においてブロック研修費を交付する。

- (1) ブロックで研修事業を行う場合は「ブロック研修費申請書」を理事会へ提出し、事業終了後「ブロック事業報告書」を提出する。
- (2) ブロックで福利厚生事業を行う場合は「ブロック研修補助金の交付申請書」を理事会へ提出し、事業終了後「ブロック事業報告書」を提出する。

(運 営)

第5条 ブロックの運営は、この規程及び各ブロックの定める規則による。

(役員の種類)

第6条 ブロックには次の役員をおく。

(1) ブロック長 1名

(2) 副ブロック長 2名

(3) 幹事 若干名

(4) 監査 2名

ただし、ブロック長が必要と認めた場合、会長及びブロック内の会員の承認を得て、上記以外の役員をおくことができる。

(役員の選任)

第7条 役員は、ブロックにおいて会員の中から選出する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(ブロック長会)

第9条 当法人にブロック長会を置く。

- 2 ブロック長会は、当法人の会務執行に関する建議及び連絡並びにブロックの運営に関する協議を行う。
- 3 ブロック長会は会長・副会長及びブロック長をもって構成する。
- 4 ブロック長会は会長が必要と認めたとき、またブロック長の要請により会長が招集する。
- 5 ブロック長会は必要があるとき、理事、会員及び会員以外の者の出席を要請することができる。

附 則

- 1. この細則を改廃するときは、理事会の決議によらなければならない。
- 2. この規程は一般社団法人の設立の登記の日(平成24年4月1日)より施行する。